2 1 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 職員私有自動車公務使用規程

平成17年3月1日制定 糸社協規程第 19 号

(趣 旨)

第1条 本協議会職員の私有自動車の公務使用に関しては、別に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員とは、本協議会事務局等設置規程第2条に規定する職員をいう。
 - (2) 私有自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に 規定する自動車のうち、職員が私有する普通自動車、小型自動車及び軽自動車 をいう。
 - (3) 私有 所有又はこれに準ずるものをいう。
 - (4) 交通事故等 交通事故及び道路交通法(昭和35年法律第105号)違反をいう。

(公務使用の範囲)

- 第3条 職員が私有自動車を公務のため使用することができるのは、緊急を要する場合その他特別の理由があると認められている場合であって、通常の交通機関等を利用していては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であるときに限るものとする。この場合において、当該職員自ら私有自動車を運転するものでなければならない。2 前項の場合における私有自動車の使用区域は、本協議会事務所を中心に100
 - 2 前頃の場合における私有目動車の使用区域は、本協議会事務所を中心に100 km以内の区域とする。ただし、特別の理由があるときは、会長が認める区域まで 使用することができる。

(登 録)

- 第4条 私有自動車を公務のため使用しようとする職員は、あらかじめ私有自動車公務使用登録届出書(別記第1号様式)により会長に登録の届出をして承認を得なければならない。登録後においてその登録内容に変更が生じたときもまた、同様とする。
 - 2 前項の届出にあたっては、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1) 道路交通法第85条に規定する普通免許取得後、運転経験1年以上を有し、 かつ過去1年間無事故であること。ただし、会長が特に認めた場合に限り、こ れらの期間を短縮することができる。
 - (2) 使用しようとする私有自動車を対人、対物を対象とした任意の自動車保険等に加入し、その保険金額が次の額以上であること。

イ 対人 1億円ロ 対物 200万円

(登録の廃止)

第5条 前条の規定による登録の承認を得た職員は、登録を廃止しようとするとき及

- び前条第2項の要件に該当しなくなったときは、直ちに私有自動車公務使用登録廃止届出書(別記第2号様式)により会長に届出をしなければならない。
- 2 前条第2項の要件に該当しなくなり、かつ、前項の届出を怠った場合は、当該職員の登録を取消すものとする

(使用手続)

第6条 第4条の登録をした職員が登録私有自動車を公務のため使用しようとする ときは、私有自動車公務使用許可申請書(別記第3号様式)により会長の許可を得 なければならない。

(安全運転)

第7条 私有自動車を公務のため使用する職員は、公の奉仕者としての責務を自覚し、 法令を遵守し、安全運転を心がけなければならない。

(交通事故等発生の場合の手続)

- 第8条 私有自動車を公務のため使用中交通事故等が発生した場合の手続について は、糸魚川市社会福祉協議会職員交通事故等対策委員会規程の定めるところによる。 (借上料)
- 第9条 私有自動車を公務のため使用した職員には、当該私有自動車の公務使用による走行距離1kmにつき別表に定める額の借上料を私有自動車公務使用支出明細書 (別記第3号様式)により算定し支払うものとする。

(委 任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(準用規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、糸魚川市職員私有自動車公務 使用規程を準用する。

附 則(平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

私有自動車公務使用借上料

E //	普通自動車及	び小型自動車	軽自	動車		
区分	同乗者が ない場合	同乗者が ある場合	同乗者が ない場合	同乗者が ある場合		
使用区域が市内の場合	25円	25円 30円 20円				
使用区域が市外の場合	20円	25円	15円	20円		

別記第1号様式(第4条関係)

私有自動車公務使用登録届出書

		運	転	種 類	番号	
	届	免	許	取得年月日		
	出者	\ 2 = ±	:- EE	運転経験年	過去3年間の交通事故 有・無	
登	白	理 準	坛歴	過去6年間の道路交通法違反	有 · 無	
		車	=	名 称	種 類	
録	_,	里	両	年 式	登録番号	
	私	7C 7	上 古	住 所	Tel	
の	<i>-</i>	771 1	有車	氏 名	届出者との続柄	
0)	有	強	制	会 社 名	Tel	
	<u> </u>	保	険	所 在 地		
要	自	H	ᅶᅪ	保険金額		
	動	任	対	会 社 名		
件	39/1	意保	人	被保険者氏名		
' '	車	除険	±1.	保険金額		
	-4-	等	対物	会 社 名		
		守	190	被保険者氏名		
			177.	保険金額		
私不	有自重	助車	搭乗者	会 社 名		
にも	に係るその			被保険者氏名		
	の任意	意保	击	保険金額		
険等	争		車	会 社 名		
			両	被保険者氏名		

私有自動車を公務使用したいので、糸魚川市社会福祉協議会職員私有自動車 公務使用規程第4条の規定により上記のとおり登録の届出をします。

年 月 日

届出者 所属

職氏名

糸魚川市社会福祉協議会長 様

			7.5					
	局	長	事 務 長	係	長	係		
伺								
判定	承 認	不承	(認(理由	•)

私有自動車公務使用登録廃止届出書

年	H	日
T-	月	

糸魚川市社会福祉協議会長 様

所属 職氏名 📵

年 月 日届出をし、承認を得た私有自動車公務使用登録を下記理由により廃止したいので、糸魚川市社会福祉協議会職員私有自動車公務使用規程第5条の規定により届出します。

記

(廃止の理由)		

	局	長	事 務 長	係	長	係	
伺							
' '							

私有自動車公務使用許可申請書(兼)支出明細表

私有自動車を公務のため使用したいので、許可くださるよう糸魚川市社会福祉協議 会職員私有自動車公務使用規程第6条の規定により申請します。

糸魚川市社会福祉協議会長 様

所属 職氏名 即

局長	月	日	用	善 務	先	用	務	同者	乗 名	運時	行間			距 同 乗	離者無	確	認
												• k	m	•	km		
												•		•			
												•		•			
												•		•			
												•		•			
												•		•			
												•		•			
												•		•			
												•		•			
												•		•			
/++-	同乗	美者有	Jm	市戸	勺 単	価		円	走	行		km	支	払			円
借上	1/3/2		1	市夕	↑ 単	価		円	距	離		km	額				円
料	同乗	美者無	莊	市内	内 単	価		円	走	行		km		払			円
	1.3 21	· 11 /	,,	市夕	小 単	価		円	距	離		 km	額				円
自真	動車区	分		1	L	普通	通自動車		2	軽自	動車	支	払額	額	円		